CPSA 0001

ベビーカーのＳＧ基準(Type Ⅰ)（公開版）

通商産業大臣承認 48 産第 2195 号	1974 年 5 月 23 日
通商産業大臣改正承認 50 産第 892 号	1975 年 2 月 14 日
通商産業大臣改正承認 51 産第 7279 号	1976 年 11 月 15 日
財団法人製品安全協会改正・16 安全業Ｇ第 026 号	2004 年 6 月 10 日
財団法人製品安全協会改正・20 安全業Ｇ第 179 号	2009 年 3 月 2 日
一般財団法人製品安全協会改正・28 安全業Ｇ第 160 号	2017 年 4 月 1 日
一般財団法人製品安全協会改正	2025 年 6 月 1 日
一般財団法人製品安全協会改正	2026 年 6 月 9 日

一般財団法人　製品安全協会

ベビーカー専門部会　委員名簿

（委員は 50 音順）

	氏名	所属
（部会長）	西田 佳史	東京科学大学
（委員）	伊藤 友里枝	名古屋市役所健康福祉局
	小林 靖典	CTP JAPAN 株式会社
	清水 直	コンビ株式会社
	辻 泰彦	一般財団法人日本車両検査協会
	Dorothy M.Y. Lau	INTERTEK TESTING SERVICES HONG KONG LIMITED
	布施 真行	株式会社ダッドウェイ
	細谷 恵	主婦連合会
	松井 慎吾	株式会社カトージ
	宮崎 祐介	東京科学大学
	三好 英樹	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	森井 平	株式会社リッチェル
	山本 英俊	テュフズードジャパン株式会社
	山本 正彦	ニューウェルブランズ・ジャパン合同会社
（オブザーバー）	経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 製品安全課	
	経済産業省 製造産業局 生活製品課	
	東京都生活文化局消費生活部生活安全課	
（事務局）	一般財団法人製品安全協会	

ベビーカーのＳＧ基準（Type Ⅰ）
SG Standard for stroller（Type Ⅰ）

１．　基準の目的

この基準は、ベビーカーの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図ることを目的とする。

２．　適用範囲

この基準は、乳幼児を寝かせた状態又は座位姿勢で乗せ、外気浴、買物等に使用する１人乗り用のベビーカー（以下「ベビーカー」という）について適用する。ただし、店舗用ショッピングカートは除く。

また、この基準は以下の規格を一部引用する。

ISO 31110:2020 (Wheeled child conveyances - Pushchairs and Prams Requirements and test methods)

３．　種類

ベビーカーの種類は次のとおりとする。

A 形　：　新生児※1期を過ぎて(1 か月)から、使用でき、最長で 48 か月までの間で使用期間を定めたベビーカー

適用月齢の指定例；「新生児期を過ぎて(1 か月)から 48 か月まで」、「1 か月から 36 か月まで」

B 形　：　おすわりができる時期※2(6～7 か月)から使用でき、最長で 48 か月までの間で使用期間を定めたベビーカー

適用月齢の指定例；「おすわりができる時期(6～7 か月)から 48 か月まで」、「6 か月から 36 か月まで」

備考　*1；新生児とは、生後 28 日（4 週間）までの乳児をいう。

*2；乳児が一人でおすわりができ始めるのは生後約 6 か月からであるが、安定しておすわりができる月齢は 7 か月を過ぎてからである。

**；なお、成長は個人差があるため月齢は一般的な目安です。

4．　安全性品質

ベビーカーの安全性品質は、次のとおりとする。

項　目	基　　準	基 準 確 認 方 法
1. 外観、構造及び寸法	1. ベビーカーの外観、構造及び寸法は、次のとおりとする。 (1) 仕上げは良好で、手指等に傷害を加えるようなばり、先鋭部等がないこと。 (2) 乳幼児の手足の届く範囲に傷害を与えるような危険な穴や開口部がないこと。 ただし、身体保持装置（シートベルトバックル）の穴や開口部は対象外とする。 (3) 乳幼児の手足の届く範囲の可動部間のすき間は、指の挟みこみ、粉砕の危険性がない構造であること。 ただし、身体保持装置（シートベルトバックル）は対象外とする。 (4) 折りたたみ機構を有するものは、操作中に指を挟む危険なすき間がないこと。 (5) 座面と背もたれの角度は、背もたれを最も立てた角度は○°以上であり、座面と水平線、背もたれと水平線の角度は○°以上であり、背もたれの長さは○㎜以上であること。	

項　目	基　　準	基 準 確 認 方 法
	なお、A 形にあっては背もたれを最も倒したときの角度は○° 以上であること。 (6) シートベルトは乳幼児の身体を十分保持できることを、A 形にあってはテストマス D_0 と D を用いて、B 形にあってはテストマス D を用いて確認すること。 またシートベルトは肩、腰、股を支持できるもので容易に長さを調整でき、各ベルトは幅○㎜以上であること。 (7) 車輪付近部位は、列車のドア挟み検知試験を行ったときに検知されやすい構造であること。 (8) 折りたたみ機構を有するものは、開閉操作は円滑で、意図しない解除による危険を回避する構造であること。 (9) 車輪を回転しないようにするストッパを有すること。 ただし、このストッパの操作部は乗車中の乳幼児が操作できない箇所にあり、かつ操作者がベビーカーから手を離さず容易に操作できる位置にあること。	

項　目	基　　準	基　準　確　認　方　法
2. 強度	2. ベビーカーの強度は、次のとおりとする。 (1) フットレストを有しているものにあっては、強度試験を行ったとき、破損及び使用上支障のある異状がないこと。 (2) シートベルトの緩み試験を行ったとき、締付けの緩み、締付具の変形、破損等がないこと。 (3) シートベルトの強度試験を行なったとき、ベルトの破損、変形、ロックの外れ及び使用上支障のある異状がないこと。 (4) フロントガードを有するものにあっては、その強度試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。 (5) 車輪の取付け強度試験を行ったとき、破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。 (6) シートがフレームから取り外せるものにあっては、その強度試験、耐久性試験を行ったとき、離脱、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。	

項　目	基　　準	基 準 確 認 方 法
3. 耐振動衝撃性	3. ベビーカーの耐振動衝撃性は、次のとおりとする。 (1) 振動衝撃試験を行ったとき、振動加速度は、○m/s^{2}以下になること。 (2) ハンドル及びシート上に重すいを載せた状態で振動衝撃試験を行ったとき、各部に破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。 　なお、折りたたみ機構及び対面ハンドルの切り返し操作機構を有するものにあっては、容易に折りたたまれないこと。	
4. ストッパの固定性	4. ストッパの固定強度試験を行ったとき、車輪が回転しないこと。	
5. 走行性	5. 走行試験を行ったとき、走行は円滑で、だ行及び片寄り等がないこと。	
6. 安定性	6. 安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。	
7. 衝突強度	7. 衝突強度試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある異状がないこと。	
8. 材料	8. ベビーカーの材料は次のとおりとする。 (1) 合成樹脂製部品および合成樹脂製塗料で塗装した	

項　目	基　　準	基　準　確　認　方　法
	部品にあっては、食品衛生法に基づく厚生省告示第370号第４おもちゃの規定に適合すること。 (2) 繊維材料は、乳幼児に有害な有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく厚生省令第34号別表１の規定に適合すること。 (3) 耐食性材料以外の金属材料は、防せい処理が施されていること。	
9. 付属品	9. ベビーカーの付属品は、次のとおりとする。 (1) 付属品は、ベビーカーの安全性を損なうものであってはならない。 (2) 乳幼児の手の届く範囲に装着される付属小部品等は、外れた場合に誤飲する大きさでないこと。	

５．　表示及び取扱説明書

ベビーカーの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項　目	基　　準	基 準 確 認 方 法
1. 表示	1. 製品には、容易に消えず、かつ剥がれにくい方法で次の事項を表示すること。 ただし、(3)については、その主旨を見やすい箇所に表示すること。 なお、その製品に該当しない事項は省略してもよい。 (1) 製造業者名、販売業者名若しくは輸入業者名の名称又はその略号。 (2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号。 (3) 使用上の注意。 (a) 止め具等を確実にかけて使用すること。 (b) 折りたたみの開閉操作は、乳幼児の手指などを挟むことがないよう、乳幼児が触れた状態等では行わないこと。 (c) 必ずシートベルトを締めて使用すること。 (d) シートベルトを締めていても立ち上がる場合もあるので注意すること。 (e) 1人乗りに限る旨。 (f) ベビーカーの使用対象月齢 例）A形：生後1か月以上36か月以内 (g) 使用時に保護者が離れない旨	1. 表示の消えにくさ、剥がれにくさ及び必要な項目の有無を目視、触感等で確認すること。 なお、(3)の表示項目は、安全警告標識（⚠）を併記し、目立つ色彩を用いるなどしてより認知しやすいものであることを確認すること。また、文字の大きさは 4.9 ㎜以上の大きさ（縦寸法）の「警告」の文字を併記し、目立つ色彩を用いるなどして認知しやすいものであることを確認すること。

項　目	基　　準	基 準 確 認 方 法
2. 取扱説明書	2. 製品には、次に示す主旨のことを明示した取扱説明書を添付すること。 ただし、(1)は取扱説明書の表紙などの見やすい箇所に示し、(2)及び(3)の事項は、イラストなどを併記して理解しやすいものとし、(4)は安全警告標識等を併記してより認知しやすいものとすること。 なお、その製品に該当しない事項は省略してもよい。 (1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後保管すること。 (2) 部品の一部が取り外されているベビーカーは、その組立ての要領及び注意事項。 (3) 折りたたみ・調節方法及び注意事項。 (4) 使用上の注意。 (a) 形式ごとに、適用対象となる乳幼児の月齢。 例）A形：1か月以上36か月以内 ｛新生児期（生後1か月）を過ぎた、まだ首が据わらない乳児を寝かせた状態での使用から、最高48か月までの範囲内で表示すること。｝ 例）B形：6か月以上48か月以内 ｛自身の手で身体を支えることなく、一人座りできる乳幼児(標準として6～7か月)から、最高48か月までの範囲内で表示すること。｝ (b) 折りたたみ機構のあるベビーカーは、使用するとき必ず止め具がかかっているかどうか確認すること。	2. 専門用語等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。

項　目	基　　準	基　準　確　認　方　法
	(c) 折りたたみの開閉操作は、乳幼児の手指などを挟むことがないよう、乳幼児が触れた状態では行わないこと。 (d) ベビーカーに２人以上の乳幼児を同時に乗せたり、シート以外のところに乗せたりしてはならないこと。 (e) 必ずシートベルトを締めて使用すること。 (f) シートベルトを締めていても立ち上がる場合があるので、注意すること。 (g) 肩ベルトは、乳幼児の体格に合った状態になるよう、調整すること。長すぎる状態（垂れ下がった状態）にしておくと、首に巻き付いたりする危険性があります。 (h) 乳幼児をベビーカーのなかで立たせてはならないこと。 (i) 後方転倒に注意！ ハンドル部にものを下げないこと。 後方に転倒しやすくなります。 　ただし、製造業者等が許容するものは除く。 (j) ストッパは、路面の状態、構造・機能上、耐久性などから、絶対的に動かないようにすることはできないものであること。 (k) ベビーカーを路上に放置する場合、乳幼児は絶対置き去りにしないこ	

項　目	基　　準	基　準　確　認　方　法
	と。 (l) ベビーカーは、空車であっても坂の途中、車道に近い歩道上など危険な場所に放置しないこと。 (m) ベビーカーに乳幼児を乗せたまま持ち上げて移動しないこと。バランスを崩したり、足下が見えなくてつまずいたりする危険があります。 (n) 各部の固定部などにゆるみやきしみ音があったり、部品の欠落、車輪の回転の円滑さに異状を感じたりしたら、そのまま使用せず、製造メーカ等に連絡し、修理等の相談をすること。 (o) 段差の通過時に関する注意事項。 (5) 補助的に取り付けられる装備に関する注意事項。 (6) 公共交通機関の乗り入れに関する注意事項。 (7) 日常の点検、保守、清掃方法。 (8) 修理、廃棄に関する注意事項。 (9) ＳＧマーク制度は、ベビーカーの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。 (10) 製造事業社、輸入事業者又は販売事業者の名称及び連絡先または連絡方法。	